



けすぞう新聞

2020年3月発行
NO.21
播磨町消防団女性分団

「ひとつずついいね！で確認 火の用心」

令和2年春季全国火災予防運動

2020年3月1日(日)から3月7日(土)までの7日間「全国火災予防運動」が実施されました。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

重点目標として

- (1) 住宅防火対策の推進 ⇒ **住宅用火災警報器の設置、維持管理の徹底**
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進

おうちにある、火災報知器のお話

住宅用火災警報器の設置は、2004年の消防法改正により、新築住宅は2006年6月1日から、既存住宅は町条例により定められた日から必ず住宅用火災警報器を取り付けなければなりません。播磨町では2011年5月31日までに全ての住宅で設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。設置時期を調べるには火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。新しい火災報知機に交換したら、本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。

定期的に作動確認し、音が鳴るか確かめましょう。(一般社団法人 日本火災報知機工業会ホームページより)



ご注意ください

火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。

製品に附属している取扱説明書を必ずご覧ください。

お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行って下さい。

捨てる時は、本体と電池を別にし、播磨町のごみ捨てルールに従って廃棄して下さい。



消防団員募集



お問い合わせ 所属グループ: 播磨町危機管理グループ
住所: 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号